

記入上の注意

【共通事項】

1. 届書はすべて日本語で書いてください。また、鉛筆や消えやすいインクで書かないでください。

2. 外国人の氏名

外国人の氏名については、「氏」「名」の順序により、原則カタカナで記載してください。「名」にミドルネームやサードネームが含まれている場合には、ファースト、ミドル、サードの順に記載してください。

なお、外国人の「氏」あるいは「名」が、複数の単語からなる場合であっても、その単語と単語との間に「ハイフン（-）」や「なかくてん（・）」等を使用することは出来ません。届出の際には、氏一語、名一語として届け出ることになります。但し、「氏」と「名」の間には、「読点（、）」をつけ、「氏」と「名」が区別できるように記載してください（例：ラスト、ファーストミドル）。

また、戸籍記載上の誤記を防ぐために、小さい「ヤ」や「ヨ」などは小さい字体であることが分かるようにはっきりと書いてください。

3. 生年月日

日本人は和暦で、外国人は西暦で書いてください。

4. 住所

(1) 住所については、ロンドン市内にお住まいの方とそうでない方。また、行政単位が一層制の地区（市）にお住まいの方と二層制の地区（町）にお住まいの方とでは、記載の方法が異なります。

主な記載例は次のとおりですが、記載方法が分からない場合には当館戸籍係までお問い合わせください（020-7465-6565）。

(イ) ロンドン市内

英国ロンドン市北西〇〇区〇〇〇通り〇〇番地

※お住まいの住所のポストコードの前半部分を基に、ロンドン市の後に区名を書いてください（例：NW8→北西8区、SE3→南東3区）。

(ロ) 二層制の地区

英国サリー州〇〇〇町〇〇〇通り〇〇番地

英国オックスフォード州〇〇〇町〇〇〇アベニュー〇〇番地〇〇号

※「州」・「町」の順に書いてください。「州」とは自治体名に含まれている「shire」の部分が「州」に当たります。自治体名に「shire」が含まれていない場合には、自治体名に「州」を加えてください。

例：「Buckinghamshire」→バッキンガム州、「Surrey」→サリー州

(ハ) 一層制の地区

英国ブリストル市〇〇〇ウェイ〇〇番地

※一層制の場合には「市」となります。「州」は書かないでください。

(2) また、住所に「road」又は「street」が付く場合には「通り」と書いてください。それ以外については、読み方通りにカタカナで書いてください。

例：「way」→「ウェイ」、「avenue」→「アベニュー」

「drive」→「ドライブ」、「square」→「スクウェア」

5. 署名及び印

(1) 署名は全て楷書体の日本語で戸籍に記載されているとおりに書いてください。外国人が署名する場合には、署名（サイン）の上にカタカナで氏・名の順にフリガナを書いてください。

(2) 届出人及び証人の押印は任意です。

6. 届書欄外（下段）の連絡先

記載内容や提出書類等に不備がある場合、当館より連絡を行いますので、必ず日中に連絡が取れる連絡先を書いてください。不備が解消されるまでの間は、その届書は日本に送付することは出来ませんので、ご注意ください。

【出生届】

1. 子の氏名

(1) 氏

届書に記載するお子さんの氏は、子が記載される戸籍の筆頭者の氏を書いてください。

(2) 名

届書に記載するお子さんの名は、記載された名がそのまま戸籍に記載されるため大変重要です。間違った名で登録されることを防ぐため楷書体で丁寧に書いてください。

子の名に用いることのできる文字及び字体は、常用平易なものでなければならないとして、法律で定められています。子に命名できる漢字として決められている漢字やカタカナ及びひらがな等です。

なお、出生登録の際にミドルネーム等を設けた場合であっても、ファーストネームとミドルネームの間に「ハイフン（-）」や「なかてん（・）」等を使用することは出来ず、名を一語として届け出なければなりません。

また、「Birth Certificate」に記載されている名と異なる名を届出する場合には、出生届の「その他」欄にその旨の記載をしてください（記入例を参照してください）。

2. 生まれたとき（時間）

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。24時間制ではなく12時間制で書いてください。

3. 生まれたところ

生まれたところは、生まれたときとともに戸籍に記載されますので、病院の住所を国名から番地まで書いてください（【共通事項】の住所の項参照）。但し、病院名を書く必要はありません。

4. 日本国籍の留保

日本国籍を留保しようとするときは、必ず父か母（又は子の法定代理人）が届出人となって「日本国籍を留保する」欄に署名してください。

【婚姻届】

1. 証人

日本方式で婚姻する場合には、成年の証人が2人必要になります。届書の「証人」欄には証人の方自身が書いてください。なお、この証人は外国人であっても差し支えありません。

2. その他の記入上の注意については、届書の記入の注意をご参照ください。

【離婚届】

1. 未成年の子の氏名（親権）

（1）日本方式で離婚する場合

日本国籍を有する未成年の子がいる場合には、それぞれの子について夫と妻のどちらが親権を行うかを決め、「未成年の子の氏名」欄のどちらかに子の氏名を書いてください。

（2）英国での裁判離婚の場合

原則、英国における子の親権は両親の共同親権となります。この場合には、「未成年の子の氏名」欄に子の氏名を記載して届け出することはできませんので、子の氏名は記載しないでください。

但し、離婚届提出前に親権者双方で協議の上、親権者を定めた場合には記載方法が異なりますので、当館戸籍係までお問い合わせください（020-7465-6565）。

2. 証人

日本方式で離婚（協議離婚）する場合には、成年の証人が2人必要になります。届書の「証人」欄には証人の方自身が書いてください。なお、この証人は外国人であっても差し支えありません。

3. その他の記入上の注意については、届書の記入の注意をご参照ください。

【死亡届】

記入上の注意については、届書の記入の注意をご参照ください。